教育研究審議会議事録	
開催日時 及び場所	令和 5 年 10 月 26 日(木) 午後 2 時 00 分から午後 4 時 07 分まで 特別会議室 Web (ZOOM) 会議同時実施
出欠状況	出席:今井巖(愢、酒井敏委員、富沢委員、渡邉委員、小林委員、 長澤委員、花岡委員、酒井公夫委員、石川委員、 出席:24名 欠席:2名 伊吹委員、劍持委員、六井委員、山下委員、眞鍋委員、 三浦委員、澤田委員、竹下委員、篁委員、永倉委員、 仲井委員、小川委員、細川委員、林委員、藤森委員 欠席:尾池議長、轟木委員

1 審議事項

- (1)一般社団法人草薙カルテッドとの「有度・草薙まちづくり協創協定」締結について
- (2)リョンカトリック大学(フランス)との大学間交流協定の締結について
- (3)メーファールアン大学(タイ)との大学間交流協定の締結について
- (4)静岡県公立大学法人私費外国人留学生の授業料の減免等に関する規程の制定及び静岡県公立大学法人授業料等の減免等に関する規程の改正について
- (5)静岡県立大学放射線障害予防規程の一部改正について
- (6)静岡県立大学動物実験規程の一部改正について
- 2 報告事項
 - (1)教員活動評価結果(令和4年度実績)について
 - (2)受託・共同研究等にかかる間接経費率の見直しについて
 - (3)株式会社テクノスルガ・ラボからの共同研究テーマ募集提案について
- 3 学部・研究科等における取組報告について
 - ① 経営情報学部
 - ② 経営情報イノベーション研究科
 - ③ 情報センター
- 4 その他
 - (1)学外委員からの意見
- 前回議事録(案)の確認

令和5年9月の教育研究審議会議事録(案)について、承認された。

審議事項

(1) 一般社団法人草薙カルテッドとの「有度・草薙まちづくり協創協定」締結について(説明者:酒井敏委員)

本協定の趣旨は、学生の自主的・実践的な地域での学びを支援するとともに、本 学草薙キャンパスの有度・草薙地域のまちづくりをより深化させるというものであ る。

草薙カルテッドは、2017年に設立された組織であり、地元の「まちづくりビジョン」の実現を目指し、産学官民と連携して活動している団体である。事業は、「賑わい事業」、「文化・教育事業」、「安全安心・住み良さ事業」、「産学官民プロジェクト事業」の4つを中心に実施している。2018年に、県内初の「都市再生推進法人」に指定され、草薙のまちづくりを進めている。本学 COC センターの職員1名が、本団体のメンバーとして所属している。

草薙駅前に同団体が運営するコラボレーションスペース「Takt」があり、本学の学生は同スペースを利用し、ボランティアや地域イベントの企画など、様々な活動

を行っている。

このとおり、本団体と本学の一部の間で活動は行っているものの、大学組織として関与している形ではないことから、今回協定を締結した上で、大学組織として活動したいと思う。

近隣組織として、草薙カルテッドの運営組織「Takt」、静岡大学が創設した「ICLa」、静岡県がコラボレーションスペースとして創設した「SHIP」、静岡市の運営組織「COCODE (コ・クリエーションスペース)」があり、基本的に「Takt」以外は、スタートアップ支援を目的とする施設であるが、締結後は相互で連携し、学生が大学外で活動するためのベースを作り、「第3のキャンパス」として学生の自主的活動を後押しするべく、体制を整えたいと考えている。また、将来的には、有度・草薙地域だけでなく活動範囲を広げ、社会に対して出ていくための窓口として、機能の充実を図っていきたい。

<意見>

・草薙カルテッドに対する本学との関わりに「COC センター」とあるが、どのような組織か。(学外委員)

<回答>

- ・大学組織の中のセンターであり、「ふじのくに」みらい共育センターという名称で、 地域との連携活動を行う組織である。COC センターでは様々な活動を実施しており、 同センターでの活動実績は、本学のコミュニティフェローの技能要件の認定対象項 目になっている。本学と草薙カルテッドとの活動は、基本的には COC センターを通 じて行われている。(説明者)
- ・COC は「センター・オブ・コミュニティ」の略で、本学は、文部科学省のプロジェクトに応募し、認定された形で社会貢献活動を行っている。大学生の社会貢献活動と地域の方が来訪し指導する活動の双方向型で行われている。(委員)
- ・草薙カルテッドは、各教員、学生が個人的な繋がりで活動をしている部分が多く、 より発展的にするため、大学組織で協定を結ぶこととした。(説明者)

審議事項(1)について提案のとおり承認された。

(2) リヨンカトリック大学(フランス) との大学間交流協定の締結について (説明者: 富沢委員)

フランスのリョンカトリック大学は、2019 年から交流を重ねてきた大学であり、 今般大学間交流協定を締結し、新たな協定校として経営情報学部及び国際関係学部 を中心に交流を推進していくため、新規協定締結を提案する。

リヨンカトリック大学は、フランスの私立高等教育機関であり、リヨン市とアヌシー市の中心部に計3つのキャンパスを構えるとともに、ル・ピュイ=アン=ヴレにも研究施設を有している。6つの学部と5つの高等教育学校内で、ヨーロッパ基準に準拠した59の学位コースを設置し、毎年1,800人以上の外国人学生を含む11,400人の学生と聴講生を受け入れている。世界情勢に注意を払い、新しいプログラムの作成や科学と人間のスキルを組み合わせながら、大学は進化し続けているという標榜をしている。特に、地域経済に密接に関わっており、ビジネス界等とのコネクトも強く、学生の就職サポートに強みを持っている大学である。

リヨンカトリック大学、本学相互で大学間交流協定締結への意向が確認され、各 学部及び国際交流委員会において、更なる協力関係の推進が望ましいと判断された。 協定締結までに、双方で現地訪問を重ねてきた経緯がある。

本案は枠組み協定で包括的なものであり、具体的な交流事業等は、協議しながら

進めていく予定である。協定の有効期間は5年間とする。

審議事項(2)について提案のとおり承認された。

(3) メーファールアン大学(タイ)との大学間交流協定の締結について

(説明者:富沢委員)

タイのメーファールアン大学は、2018年から経営学及び観光学を中心に、学術分野で交流を重ねてきた大学であり、今般大学間交流協定を締結し、新たな協定校として経営情報学部及び国際関係学部を中心に交流を推進していくため、新規協定締結を提案する。

メーファールアン大学は、タイ北部のチェンライ圏に位置し、1998年に王室憲章に基づき設立された自治公立大学である。「メーファールアン」の名称は、タイ王国の母「シーナカリンドラ王女」の貢献を称えて設立された。約14,000人の学生が在籍し、多くの講義が英語で行われ、国際化にも対応していることが特徴である。2022年のTimes Higher Education世界版では、タイ国内の大学の中で第1位にランクするなど、急成長をしている名門大学と言える。地理的に、ゴールデントライアングルと呼ばれる大メコン圏に位置し、タイ、ベトナム、ミャンマー、カンボジア、ラオス、中国の6か国全ての教育の中心地であると自称している。また、2012年に設立された大学病院を中心に医療ハブが構築され、それらを通じて地域貢献していることでも知られている。大学全体では、全15学部で構成されており、特徴的な学部は、アンチエイジング・再生医療学部、化粧品科学部、統合医療学部、中国学研究学部などがあり、欧米の大学では学べないプログラムが提供されている。

貴大学から本学との交流協定締結について打診があり、各学部及び国際交流委員会において、更なる協力関係の推進が望ましいと判断された。

本案は枠組み協定で包括的なものであり、具体的な交流事業等は、協議しながら 進めていく予定である。協定の有効期間は5年間とする。

<意見>

・Times Higher Education の説明について、世界版は「研究」が中心の評価である と思うが、タイ国内の大学で1番有名なのは、チュラロンコン大学であり、その他 にもタマサート大学やマヒドン大学もある中で、それらを上回っているということ は、大変驚いている。(委員)

審議事項(3)について提案のとおり承認された。

(4) 静岡県公立大学法人私費外国人留学生の授業料の減免等に関する規程の制定及 び静岡県公立大学法人授業料等の減免等に関する規程の改正について

(説明者:細川委員)

現在、本学の授業料減免制度は、日本学生支援機構(JASSO)と大学独自の制度の2つが運用されている。JASSOは、対象が日本人の学部生に限定されており、その対象にならない留学生や大学院生が、大学独自の制度を利用している状況である。

今般、大学独自の制度である、静岡県公立大学法人授業料の減免等に関する規程の留学生部分を新規程として別に制定し、それに伴う現行規程の一部改正を行う。

現行規程は、経済要件及び学業要件の双方を満たす学生に対して、授業料減免が適用されているが、外国人留学生においては、提出資料による、経済要件の確認が困難であるという実態がある。また、学業要件に関しては、現在は大半の学生が要件を満たすため、本制度が学業へのモチベーションに直接繋がっていない。さらに、

国の就学支援制度の適用を受ける日本人学生との均衡も取れていない状況がある。 以上により、審査の正確性・公平性を担保し、学業へのモチベーションの向上を 図るべく、本規程について見直しを行う。

静岡県公立大学法人授業料の減免等に関する規程について、私費外国人留学生に係る内容を新規程に移行し、現行規程は当該部分を削除するなどの改正を行うことで、1つの規程で行っていた授業料減免規程を、2つの規程に分けて管理する。

経済要件は、事務局で確実に確認できることを重視し、基準は現在より軟化している。

学業要件の現行制度は、「著しい成績不振者及び進級要件又は卒業要件を満たさずに留年中の者を除く」という条件のみであり、留年していない限り、ほぼ全ての学生が条件に入っていたが、今回の改正により、留学生内で上位4分の1以上の場合は、全額免除。2分の1以上の場合は、半額免除。という基本条件とした。その他、日本語能力検定やGPAによる要件も加え、学部生は記載条件のいずれかを満たせば、減免が受けられるという仕組みとした。なお、GPA を算出できない新入生に関しては、学業要件を免除し、経済要件のみで審査を行い、条件を満たせば最大で半額免除とする。

新規程制定及び現行規程の一部改正は、令和6年4月1日施行とする。なお、新制度は、令和6年4月1日以降に入学した学生に対して適用し、現在既に在籍する学生については、現行制度を従前どおり運用する。

本案は、学生委員会及び留学生委員会の両委員会で承認済みである。今後は大学独自の授業料減免制度について、本学修士課程から博士課程への進学者を増やすことを目的に、博士後期課程の学生への新制度拡充案を、来年度以降に両委員会で検討していく予定である。

<意見>

・新規程の学業要件について、「留学生内で GPA 上位 4 分の 1 以上」「日本語能力検定 N1 以上または英語の資格・検定において CEFR C1 以上」「取得単位数 20 単位以上かつ GPA3.0 以上」の条件のうち、いずれかの基準を満たすこととなっているが、基準として、いずれかで問題ないか。(委員)

< 回答>

・記載のとおり、いずれかを満たすことで問題はなく、どこかの基準が緩いということもない。(説明者)

審議事項(4)について提案のとおり承認された。

(5) 静岡県立大学放射線障害予防規程の一部改正について(説明者:石川委員) 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(RI 法施行規則)の改正を受け、 放射線測定器の点検及び校正が必要になり、静岡県立大学放射線障害予防規程及び 同細目を改正する。

具体的には、放射性同位元素等の規則に関する法律施行規則に記載の「第二号の 測定に用いる放射線測定器については、点検及び校正を、一年ごとに、適切に組み 合わせて行うこと。」の部分が改正になったため、これに合わせ、本学の放射線障害 予防規程及び同細目を改正する。

なお、規程上の大きな変更はなく軽微な変更をするとともに、大きな変更点は細目において、新たに放射線測定器の点検又は校正に係る項目を追加する。

・用語において「点検及び校正」とあるが、「校正」とは編集用語という認識であり、 測定器における「校正」とは、どのようなものを指すのか。漢字表記上正しいか。 (委員)

<回答>

- ・「校正」という漢字表記で良いと思う。(説明者)
- ・「校正」とは、「計器類の狂い・制度を、標準器と比べて正すこと。」という意味があるため、測定器も文章も同じ表記をするということで問題ない。(委員)

審議事項(5)について提案のとおり承認された。

(6) 静岡県立大学動物実験規程の一部改正について

(説明者:森本動物実験委員会委員長)

国の示す指針等と整合を図るとともに、動物実験に関わる手続きを簡略化するため、静岡県立大学動物実験規程を一部改正する。

主な改正内容は、1つ目に管理者の設置として、環境省が策定する法律では、管理者の明示となっているが、本学では、規程上定義がされていないため、新たに薬学研究院長が兼務することを明記した。本件は本人に承諾を得た後、教授会、動物実験委員会の審査を経て承認された。

- 2つ目は、学長の責務を明確化する。文部科学省の法律により、学長が適切な動物実験等の実施に関する最終的な責任を有することとされているが、本学の規程上は曖昧であったため、具体的な内容を追加した。
- 3つ目は、動物実験委員会の構成を見直した。文部科学省が作成する法律では、動物実験委員会は一つ、動物実験等に関して優れた識見を有する者。二つ、実験動物に関して優れた識見を有する者。三つ、その他学識経験を有する者。以上で構成するものとされているが、現状は、一つ、二つ、三つ、全てのメンバーで構成されているものの、二つ目については規程上記載されていないことから、二つ目に関する事項を追加する。また、三つ目に関しては、動物実験を実施していない学識経験を有する者として、第三者目線で意見を伝えられる方を選任している。

4つ目は、動物実験計画の変更に関わる手続きの簡略化として、軽微な変更については「報告する」とし、手続き方法を明記した。軽微な変更とは、実験責任者、 実施者の変更や、実験動物使用数の変更等の計5項目を明記した。

<意見>

・動物実験は、国際的にヨーロッパでも厳格化されており、アメリカでは国際認証 評価のようなものをやっていると思う。

動物の代替方法を考える、実験動物の数を少なくする、苦痛を極力止める、という「3R」があるが、最近はレスポンシビリティ(業務遂行責任)が加わり、「4R」となった。

今回の改正案は、軽微なものを簡略化した手続きにするということで、「動物実験計画を変更する場合、責任者は所定の様式を学長に提出し、その承認を受けなければならない。」という原則に対し、「ただし、変更の内容が次の各号に掲げる場合は、学長に届け出れば足りるものとする。」とするため、実験後に届け出をすれば良いという項目が5つ加わるという認識か。(委員)

<回答>

・例えば、新入生を実験実施者として加えることや、動物使用数を増やしたいので 問題ないかということを毎回審査するが、審査には一月ほどかかるため、簡便にす るというもの。(説明者)

<意見>

・実験実施者は熟練度が要求され、動物実験に慣れていない者が動物実験を行うことにより、動物に苦痛を与えるという点で十分に注意をしなければならないと考える。以上の観点から、特に実験実施者の変更は大きな変更であり、軽微な変更に該当しないと思う。また、実験動物使用数の変更についても、実験動物の数を予定より増やすことは計画の本質的な部分であり、リダクション(削減)に抵触する変更になるため、軽微な変更とは言えないと思う。反対に数を少なくする場合の変更は、研究計画自体の正当性を疑われるため、実験実施者の変更や動物使用数の変更は重大な変更であり、軽微な変更には該当しないのではないか。(委員)

<回答>

・御指摘のとおりだが、4月の新入生が研究者に加えられ、その処理をすることは 多大な労力が掛かるということで、新入生に関しては、各研究室、研究者が責任を 持って指導し、研究に取り組むという形にしたいと思う。数についても、大変重大 な問題であると思うが、数が2倍,3倍になることはなく、数匹コントロールを加え る程度の変更だと思う。処理件数が多く、運営委員会の手が回らないという現状も あるため、御理解いただきたいと思う。(説明者)

<意見>

・例えば、製薬会社の動物実験規則は厳格に管理されており、反対に大学での動物 実験は非常に緩い管理だと聞いたことがあるが、他大学の動物実験においても同様 の対応か。(委員)

<回答>

・本案は、他大学の事例に従ったものである。(説明者)

<意見>

・実験動物に関して優れた識見を有する者は、獣医免許などを持っているのか。

(委員)

<回答>

- ・本学教職員にいる場合もあれば、いない場合もあるが、実験動物に詳しいかつ研究に慣れた者に加入いただいている。現在、獣医はいない。(説明者)
- ・動物実験の未経験者に対しては、必ず講習を行うこととしているため、素人がいきなり動物実験を行うということはない。(委員)

<意見>

・実験動物に関して優れた識見を有する者と、学外の有識者は、同一人物でも問題ないという認識で良いか。(委員)

<回答>

・現在もそのように選任しており、問題はない。(説明者)

審議事項(6)について提案のとおり承認された。

2 報告事項

(1)教員活動評価結果(令和4年度実績)について(説明者:今井委員) 毎年実施している教員活動評価は、8月末に各部局長と学長などの関係者を含め た委員会を開催し、令和4年度実績の評価結果を検討、承認した。なお、本結果は、 9月末に各教員に対して結果通知を行った。

本件は、教員の教育研究活動等の一層の向上を図ることを目的とし、各教員に結果をフィードバック、自身の活動を振り返るきっかけにすることが狙いである。

本評価は、平成22年に試行し、平成23年度から毎年度実施している。評価方法は「教育活動」、「研究活動」、「社会貢献等の活動」、「大学運営等への寄与」の4つ

の領域があり、領域別評価を行った後に、その結果を踏まえて総合評価を行う。領域別評価には様々な基準、項目があり、各学部でやり方は異なるが、総合評価への集計方法等は全学統一としている。評価の中の評価ウエイトは、各教員が各領域にどれだけ重きを持って活動するかという割合を示したもので、学部によって、やり方が異なっている。具体的には、職位ごとにウエイトを決めている学部もあれば、個人の自己申告という形でやっている学部もある。また、領域別評価を3段階で評価する学部と5段階で評価する学部があり、最終的な総合評価は、3段階となる。評価の対象年度は、毎年4月1日から3月31日までの1年間とし、一方で研究活動については、積み重ねが必要という観点から、暦年1月から12月の5年間の活動実績を対象としている。

総合評価の結果について、平成26年度評価からは、優秀な教員に対する学長表彰を実施している。また、平成29年度からは、サバティカル制度を利用する教員の選定を行うための資料にも活用している。

最後に、学長表彰の実施に当たり、優秀教員の推薦を各部局長に依頼中のため、 協力をお願いする。

(2) 受託・共同研究等にかかる間接経費率の見直しについて

(説明者:酒井敏委員、向後経営財務室長)

共同研究等に係る間接経費の取扱いは、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドラインなどにおいて、適切な費用を産業界に求めていくことが重要である」という提言があり、本学だけでなく、各大学で間接経費の見直しが求められている。

既に他大学では、直接経費の約30%を間接経費としている大学が大半であり、本学の6%は非常に低い水準となっている。

本学の外部資金と交付金の割合は10:3で、間接経費影響額は大きい。

間接経費率30%を目指すに当たり、まずは来年10月を目途に3年間は18%とし、その後、段階的に引き上げていく計画である。今回の見直し対象は、受託研究費、共同研究費、研究助成金、奨学寄付金とし、科研費などの競争的資金に関しては既に30%であるため、それを除いたものを対象とする。なお、既に実施されている研究に関しては適用せず、新規受入分から変更する。

また、間接経費の一部を各学部、研究室に配分するなどのインセンティブ制度を創設する。

今後のスケジュールは、来月に事務局のたたき台を示し、その後、各学部、研究 室でインセンティブ制度による一部の間接経費の配分について議論していただく。

現在は、総枠 100%のうち、内側 6 %を間接経費としているものを、直接経費 100% に対して、外枠で 18%の間接経費とする。

間接経費率30%の根拠は、研究関連で様々な経費がかかっている実状があるため、事務局からその点の説明をお願いする。

(説明者:酒井敏委員)

外部資金による研究費と管理的経費の割合について、本学の令和元年度から4年度の実績を調べ、年平均額を算出した。

受託研究費や共同研究費等の外部資金直接研究費は、年平均で8億7,900万円余。 管理的経費は、年平均で2億8,600万円余となった。管理的経費には、人件費(外 部資金の経理等を担当している職員分)、水道光熱費(大学全体の費用を、大学の施 設面積のうち、研究に係る面積の比率で按分)、設備等保守修繕費(共同利用機器等 に係る費用及び大学内部資金、県補助金で購入した機器の保守修繕費)、施設等減価 償却費(大学内部資金で購入した機器のみに係る費用)を計上した。なお、県補助 金で購入した機器の更新の際は、県補助金での購入を予定しているため、減価償却 費には加えていない。また、水道光熱費、図書・電子ジャーナル、設備等保守修繕費、設備等減価償却費、知財管理費等は、内部資金、外部資金による研究全体に係る費用であるため、研究費の比率で按分した。具体的には、外部資金による研究費が77%であったため、内部資金と外部資金の割合は1:3として按分した。本資料は主な項目を記載したが、この他、間接経費を財源として実施している産学連携推進事業や、直接経費により教員が雇用した職員に係る法人負担分の法定福利費などもある。

計算の結果、外部資金の直接経費 8 億 7,900 万円余に対する、現状の管理的経費 比率は約 32.6%となり、他大学の多くが間接経費率を 30%としているが、本学にお いても、実績として 30%程度であることが分かった。

これまでは、県の運営費交付金や大学の自己収入から、外部資金による研究に係る管理費を補填していたが、近年の人件費や水道光熱費を始めとする物価高騰の影響により、大学予算全体の編成が難しくなっている。さらに、電子ジャーナルの更なる値上げと円安の影響を受け、令和6年度以降は、現状の研究環境の維持ができなくなることが予想されるため、間接経費率見直しの検討を行う。

(説明者:向後経営財務室長)

<意見>

・間接経費率30%が根拠ある数値という話があったが、私は根拠が乏しいと思っている。今の間接経費の大半は科研費の間接経費であり、それは既に30%になっている。よって、補助研究費(預り科研費)の総額がいくらで、それに対する30%がいくらなのかという数値が示されていない。つまり、実は科研費の部分で既に30%に達していて、必要とする間接経費額の大半を賄えているのではないかと思っている。(委員)

<回答>

・実際に科研費の割合が多く、全体をならすと約 18%となる。よって、必要な間接経費率 32.6%に対し約 18%の間接経費は賄われていることから、残りの約 14%が大学内部からの持ち出しになっている。大学全体の管理費を確保するべく、この持ち出しは少しでも減らしていく必要がある。(説明者)

<意見>

・実際の細かい数値を踏まえた根拠資料の作成をお願いする。(委員)

<回答>

・次回以降で対応する。(説明者)

<意見>

・一律30%という点について、現状様々な部分で経費が必要となることは理解できるが、例えば奨学寄附金において、寄附金額の総額に関わらず一律30%とした場合、残る直接経費が平等に見えて不平等にも思うので、「100万円以上の場合」など、線引きが必要だと思う。(委員)

<回答>

・調査し、検討していく。(説明者)

<意見>

・従来は、総額に対して6%を間接経費として渡していたが、令和6年10月からは直接経費100%に対して、間接経費18%と変更する理由は何か。(委員)

<回答>

・企業等に対して直接経費の交渉をする際に、あらかじめ外枠で18%の間接経費を依頼する交渉を行うということ。(説明者)

<意見>

・従来の間接経費率6%から18%に引き上げるということで、大学に収める間接経費は9%分で、各学部、研究室に残りの9%分が配分されるとすれば、大学の間接経費は6%から9%に増加するという認識で良いか。(委員)

<回答>

・認識のとおりで問題ない。(説明者)

<意見>

・間接経費が具体的に何に使われているのか不明確であることから、それらを明確にしていただきたい。また、他大学において、1年間通じて30%の間接経費が余った場合は、教員にもう一度リターンされることも聞いたことがあるため、その辺りも検討いただきたい。(委員)

<回答>

- ・間接経費は事務局からの説明のとおり、完全に切り分けることは難しいと思う。 実際には、直接経費だけで研究ができているわけではなく、大学の維持にも経費が かかることを考慮し、間接経費をいただくということが趣旨であり、使い道を細か く規定するということは、その趣旨に反するのではないかと思う。どのように使わ れているかは、改めて調査をお願いする。また、恐らく余剰分を戻すことはあまり 聞いたことはないが、何%かをインセンティブとして教員に配分する方が、主流で あると思う。(説明者)
- ・具体的に令和元年度から4年度までの細かい経費の積み上げ資料があるため、提示したいと思っている。一方で、例えば電気料については、大学全体で支払っていることから、按分した形で示したところがある。次回は、たたき台を示すように対応する。(説明者)

<意見>

・現在、科研費の間接経費が大半を占める中で、今回インセンティブ制度を導入し、 例えば半分にすることとした場合、全学で使える間接経費が減る可能性はないか。 (委員)

<回答>

・今回のインセンティブ制度の対象は、現在6%とされている受託・共同研究費等であり、現在30%の間接経費としている科研費や、18%としている自治体受託の研究費については、インセンティブ制度を導入しない。一方で、現在6%にとどまっているもの、又はその他諸事情により低い間接経費率になっているものに対して、18%に引き上げる際にインセンティブ制度を導入することから、全学で使える間接経費が減ることはない。(説明者)

<意見>

- ・直接経費 100%に対して間接経費 18%、30%とすることを交渉するという話だったが、例えば財団等の研究費の場合は総額が決まっていることから、現状の全体 100%から 6%分を差し引いて間接経費としていることに準ずると、今後は 18%分、30%分が差し引かれる可能性があるという解釈で良いか。その場合、インセンティブ制度を考慮しても、実際に教員の受け取れる額が減る可能性が高いということか。 (委員)
- ・財団から獲得した外部資金は奨学寄附金とされている。つまり、それは対象外として、今回の対象は受託研究・共同研究のみであり、企業を対象とする、受託研究・共同研究のみ外付けで18%の間接経費率にするという予定か。(委員)

<回答>

・冒頭資料の制度設計骨子案に記載のとおり、今回の見直し対象は、受託研究費・ 共同研究費・研究助成金・奨学寄付金である。理由は、現状低い間接経費率になっ ているものについて見直しを行うという案であることから、これらを対象としてい る。一方で、総額での交渉しかできない研究費もあることを聞いているので、当該研究費は、大学の間接経費と先生方の研究費の取り合いということになってしまうものだと思っており、今後議論をしていく。(説明者)

<意見>

・概要説明資料とイメージ図が矛盾しているということか。(委員)

<回答>

・イメージ図は、受託研究や共同研究など、研究費の外枠で間接経費をいただくものについて、別途 18%とするよう交渉していくというイメージ図になっており、奨学金寄附金などの総額に対するものには対応していない。総額の場合は、大学内部での間接経費と直接経費の比率の決め方になるため、イメージ図とは異なる。

(説明者)

<意見>

・受託研究・共同研究は、外枠で18%とするよう交渉するが、一方、研究助成金に応募する場合は、外枠の間接経費についての交渉はできないことから、その際は、内部から削るということか。(委員)

<回答>

・検討事項として、学内で今後検討する必要があると思う。(説明者)

<意見>

- ・その辺りを含め、来月以降に検討していくということ。教員のモチベーションに も影響するということを踏まえ、考えることが必要である。(委員)
- (3) 株式会社テクノスルガ・ラボからの共同研究テーマ募集提案について

(説明者:酒井敏委員)

株式会社テクノスルガ・ラボから、同社が共同研究のテーマを公募し、共同で研究する仕組みの提案があった。本件は本学のみを対象にした公募であり、大変喜ばしい仕組みであると思う。

同じ地域で活動する本学の持つ知見と、同社の持つ技術力を活かした共同研究により、面白い"芽"が出ればという狙いを持ち、共同研究を進めていく。また、それらが事業化へ発展した際は、事業化する企業を募り、新たな事業を起こすことに貢献できればという期待がある。本学は、若手研究者のモチベーションになる取組として期待している。

応募要件の概要は、詳細を担当室からメールで送付する。応募期間は、令和5年10月27日から12月26日までとなっている。内容を確認いただき、多数の応募をお願いする。

- 3 学部・研究科等における取組報告について
 - ① 経営情報学部 (説明者:六井委員)

経営情報学部は、「経営」「総合政策」「データサイエンス」「観光マネジメント」 の4分野から構成され、地域や企業に貢献し得る人材育成を実施している。

現在は、カリキュラムの充実を図り、教育面では、アクティブラーニングなどの対話型講義、フィールドワーク、実務家を招聘しての講義などを積極的に展開している。また、学外とも連携し、観光マネジメント分野では様々な取組を実施している。これらと並行し、現行カリキュラムの洗い出しを行い、新カリキュラムの策定を行っている。

新カリキュラムの作成は、ルーブリック評価などを積極的に導入し、学生の学習 到達状況をポートフォリオなどの活用により、学生一人一人に確認するよう指示している。4年間のカリキュラムについて、長所並びに問題点及び改善点の洗い出し を行い、次期カリキュラムの策定を進めている。

入試に関して、入学生の属性は、男女比はほぼ同数であり、県内者と県外者の比率は7対3、文系と理系の比率は5対4という状況である。志願者の倍率について、学部では、実質倍率を2倍以上で維持することを目標として取り組んでおり、概ね2倍以上を達成している。

就職状況は大きな変化があり、2015年卒と2023年卒を比較すると、就職率は99%を達成し、非常に高い就職率を維持しているが、就職先は2015年のトップが「金融・証券・保険関係」であったのに対し、近年は「情報通信系・IT系」がトップとなり、データサイエンス関連の就職先が増えている。その他、2015年度は「製造業」「卸売・小売業」への就職も多かったが、近年は「サービス業」「公務員」への就職が増えている。

取得資格は、高等学校の免許、商業、情報、数学の免許取得が可能である。学生からは、教職免許を取得する経験が企業に就職する際にも役に立ったという声もあった。

今後の課題は、4メジャー制を導入し、学生が複数メジャー取得することを可能にしたが、分野融合、領域横断的な学びをより容易にし、イノベーションを生み出せる人材育成を目的としているため、カリキュラム体系の組み替えにより、複数メジャー取得を容易にするカリキュラム改正としたい。また、卒業論文を卒業要件として必修としているが、分野によっては、フィールドワークに重きを置くものもあり、卒業論文という形式の分野間での比重差が生じているところもあるため、卒業論文を課すかどうかも含め、評価体系の見直しなどを模索する。

<意見>

・課題部分において、卒業論文を課すかどうかを含め、総合的な評価体系を模索しているとあるが、例えば、フィールドワークを実施する場合、フィールドワーク実施後は、報告書の作成、報告義務があると思うが、報告書の作成をもって卒業論文に代えるということか、フィードワーク実施後の報告書作成も課さないということか、どちらを想定しているか。学部としては、卒業研究の比重を、論文よりフィールドワークという広い活動に重きを置くことを考えていくということか。(委員)

< 回答>

・例えば、卒業研究自体をルーブリック評価に取り込む場合、卒業研究の評価項目の一つとして卒業論文があるという形にし、卒業論文を必須としない。ただし、フィールドワークを卒業研究に代える場合、フィールドワーク実施後は報告書を提出する。

あるいは、フィールドワークを個別項目とし、ルーブリック評価としてまとめ、 全体点数での評価基準を設けるという形もあると思う。

卒業研究をベースとし、卒業論文を課すかどうかを含め、議論を進めている。 (説明者)

② 経営情報イノベーション研究科(説明者:竹下委員)

地方自治体、医療機関、福祉などの様々な分野において、社会全体をフィールドとして考え、高いマネジメント能力及び高度な情報技術により、根本的な改革、イノベーションを実現するということを目指している。

本研究科も学部同様に、「経営」「総合政策」「データサイエンス」「観光マネジメント」の幅広い分野を提供できるという強みを活かし、新しいキャリアを求める社会人や様々な組織改革を目指す方などに対し、各々の分野においてイノベーションを実現するためのカリキュラムを作成している。博士前期課程は、新しいプロフェ

ッショナルを養成し、博士後期課程は、領域において、イノベーションの実現と基盤を担う人材育成を目標としている。

学生数は、博士前期課程が17名、博士後期課程が17名、計34名である。入学者 数に変動はあるが、6年間の合計において約半数が本学の出身者である。その他の 属性は、社会人 20%、一般選抜 20%、外国人選抜 13%である。博士後期課程は社会 人選抜が多く、一方で外国人選抜は過去5年間で1名という状況である。また、休 学者が多いことが大きな問題であり、長期履修制度の改正により対応している。休 学者の大半は社会人であり、コロナ感染症に伴う影響が大きかったが、徐々に緩和 しており、今後は休学者の減少に努めていく。入学者の増加を目的に、主に出願の 資格審査前に個別相談を実施し、毎年5名以上のエントリーがある。外国人留学生 は、従来日本語能力の確認として「日本留学試験」の受験を要件としていたが、昨 年度からは「日本語能力試験」も認めることとし、中国では「日本留学試験」が行 われていないことから、今後は「日本語能力試験」も認められることにより、中国 の志願者が増えることを期待している。更には、研究生の立場、ポジショニングを 明確にし、博士前期課程の入試にチャレンジ可能なスキームを整備している。学部 に対しては、2020年度以降、ガイダンス時の説明を4年生だけでなく、1,3年生に も行うことで、引き続き働きかけをすることで、学部からの研究科の進学者を増や していきたい。

本研究科の特徴として、様々なフィールドでの活動ということがあり、その一つの象徴として、附属研究センターの活動報告がある。

地域経営研究センターは、多岐にわたる講座を開催している。社会・地域に貢献 することを形にしており、非常に高い満足度を得ている。

ICT イノベーション研究センターは、昨年9月24日の災害時に清水区に対しての支援活動、他センターと協働でのビジネスセミナーオンライン配信担当など、運営側での活動をメインに活動している。

ツーリズム研究センターは、地域との密接な活動を行っており、加茂地域との連携やそのフィードバックなどを積極的に実施している。その他、県のスポーツ・文化観光部、藤枝市、静岡市、菊川市などと連携し、地域活性化プロジェクトを進めている。特に、ガストロノミーツーリズムに関しては、イタリアのパルマ大学との情報交換も行っている。

医療経営研究センターは、医療研究よりも地域に関する内容が濃くなっており、 社会保障全般について、幅広く政策研究を行っている。ツーリズム研究センターと の協働で医療ツーリズムの研究を行うなど、センター間の連携も活発に行っている。

今後の課題は、研究科カリキュラムの充実として、各分野を融合して効果的な講義を展開するべく、カリキュラムの問題点の見直しを引き続き行う。また、2020年度からは博士後期課程において、4分野融合型の「地域イノベーション特殊講義」を開講したが、今後はその地盤の質を高めるため、前期課程・後期課程ともに、リサーチメソッドの導入を検討している。本研究科の問題は、非常に幅が広く、リサーチメソッドで統一化したものを作るのは非常に難しいことから、従来は各教員マターとしていたが、質の確保という面では、リサーチメソッドの導入が必要であるということで話を進めている。

③ 情報センター(説明者:湯瀬情報センター長)

当センターは、情報システム、ネットワークが円滑に動くように対応することが 主な目的である。

1つ目に、システムの管理では、学内情報システム、ソフトウェア、データベース等の運用管理ということで、例えば、学務システム、ユニバーサルパスポート等

のシステム管理。学内情報ポータル、全学メールサーバーなどの運用管理。ファイアーウォールのような、インターネット認証システム等の管理を行っている。

2つ目に、情報ネットワークの提供では、草薙キャンパスと小鹿キャンパス、県立総合病院のサテライト、グローバル地域センター間のネットワーク管理を行っている。また、教員からの要望もあり、「eduroam(大学の教育機関の間で無線 LAN の相互利用を実現する国際的ネットワークサービス)」をネットワーク更新に合わせて準備を進めており、令和5年度後期中に正式運用を開始する予定である。インターネット回線においては、インターネット回線外部接続更新を行っており、特に小鹿キャンパスは短期大学部と静岡県立大学看護学部があることから、草薙キャンパスと小鹿キャンパス間の回線を1 Gbps 2 回線から 10 Gbps 2 回線に増強し、トラフィックの増加に対応できるようにしている。セキュリティ対策は、トラフィック監視、ウイルス駆除、サイバー攻撃等の対策をしているが、組織的には CSIRT の設置及び運用体系の確立支援、教職員向けの情報セキュリティ研修会を開催している。

3つ目に、教育における情報システムの活用で、パソコン実習室の管理、整備等を行っている。しかし、学内の財政状況が厳しいこともあり、更新する予算に苦慮し、当初の計画どおりには更新できない実態があるため、令和元年度からは「PC 実習室あり方検討会」を設置し、全学的に実習室の統廃合に関する検討、意見集約、コロナ禍における実習室の感染症対策、包括ライセンス導入等に関する意見交換等を実施し、今後について検討を継続している。

4つ目に、利用者への技術指導及び助言について、メールサービスの提供やその管理方法、インターネットに接続するためのグローバル IP アドレス管理、アンチウイルス対策ソフト導入などを行っている。なお、令和5年2月からは学生にも配布を開始した。その他、事務局の PC 端末の更新、オンライン授業や ZOOM ライセンスの一括調達、ウェブカメラ等の機材の貸出等も行っている。

5つ目に、情報センターの目的を達成するための業務として、公立大学協会情報部会に出席している。また、今年度からはシステム耐災害性向上の検討ということで、重要データのバックアップを他キャンパスでも保管可能にした。また、情報漏えいの危険性を考慮し、古いPC等を情報センターの方で受け入れ、一括廃棄を行っている。その他、大講堂の音響設備の管理等やシステムの改造を行っているが、半導体不足による機材納入遅延、円安による価格高騰の影響で、調達には引き続き苦労している。業務量に対して職員が少ない中、情報センターでは運営委員会の教職員の協力等もあり、予算面、人的面の双方で苦労しながらも運営している。

4 その他

(1) 学外委員からの意見

花岡委員

評価において、卒業論文は重要だと思う。一定期間の勉学を経て資料をまとめ、 自分が何をしたかという足跡を残すことは、学生が今後歩むキャリアの中で大事な 礎になると思う。短いものでも良いと思うが、何らかの形で卒業論文を要件にする と良いと思う。

一方で、学部の考え方もあると思うので、今後聞かせていただくことを楽しみに している。

② 酒井公夫委員

卒業論文は、非常に興味深く聞かせていただいた。

共同研究費について、研究費を出す企業の立場からは、直接経費でも間接経費でも大きな影響はなく、どの程度の研究費を出し、それに対してどの程度の成果があ

るかということが重要になると思う。本日の議論は、大学内の話であるが、企業側の目線からは、研究費が間接経費 18%分増加し、一方で研究レベルが以前と同レベルである可能性もあるのかなと思ったため、企業からの研究費が上がった分、レベルの高い研究ができる仕組みとなるよう考えることが、納得性が高いと感じた。

担当:経営財務室 市野 雄基